株式会社ニシムラに対する勧告について

令和８年１１月１３日
公 正 取 引 委 員 会

公正取引委員会は、本日、株式会社ニシムラ（以下「ニシムラ」という。）に対し、改正前の下請法（注１）第７条第２項（注２）の規定に基づく勧告を行った（詳細は別添勧告書参照）。

法 人 番 号	８１２２００１０１９５４５
名　　称	株式会社ニシムラ
本 店 所 在 地	大阪府八尾市千塚二丁目１６２番地
代　表　者	代表取締役　西村　成広
事 業 の 概 要	丁番（ちょうばん）等の製造販売
資　本　金	３２４０万円

違反事実の概要	ニシムラは、下請事業者１３名に対し、自社が販売し又は製造を請け負う丁番の部品等の製造を委託したところ、令和６年６月から令和７年４月までの間、自社の利益を確保するため、下請代金の額から当該額に一定率を乗じて得た計１１０８万６１７５円を「協力金」の名目で減じた。 なお、ニシムラは不利益額の全部（計１１０８万６１７５円）を支払った。
主な勧告の内容	今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないことを取締役会の決議により確認すること。
違 反 法 条	改正前の下請法第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）

（注１）　下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和７年法律第４１号。以下「改正法」という。）により改正され、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「改正後の取適法」という。）となった。「改正前の下請法」とは、改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法をいう。

（注２）　「改正前の下請法第７条第２項」とは、改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第７条第２項をいう。

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第二取引適正化調査課
電話　０６－６８０９－２１５６（直通）
ホームページ　https://www.jftc.go.jp/

※　令和７年１２月までになされた製造委託等にあっては、改正前の下請法が適用され、令和８年１月以降になされた製造委託等にあっては、改正後の取適法が適用される。本公表文においては、内容に応じて適当な字句を用いている。

改正前の下請法		改正後の取適法
下請代金	➡	製造委託等代金
親事業者		委託事業者
下請事業者		中小受託事業者

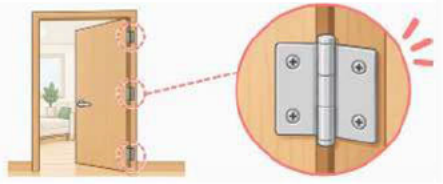
株式会社ニシムラに対する勧告（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

㈱ニシムラ（発注者）
（丁番等の製造販売）

●製造委託の内容

自社が販売し又は製造を請け負う丁番の部品等の製造を委託
（丁番は住宅等の扉に使用）



受注者１３名に対し、約１１０８万円を下請代金の額から減額

受注者（１３名）
（丁番の部品等の製造）

●違反行為の概要（代金の減額）

㈱ニシムラは、令和６年６月から令和７年４月までの間、下請代金の額から当該額に一定率を乗じるなどして得た額を「協力金」の名目で減額（注１）した。

なお、㈱ニシムラは、受注者に対し、減額した額の全てを支払済み。

【経緯】

㈱ニシムラは、約１５年前に、支払手段を手形払から現金払に変更した際に減額を開始。

下請法においては、下請事業者の希望により一時的に手形払から現金払に変更する場合に、短期調達金利相当額を差し引いて支払うこと（以下「金利引き」という。）が認められていた。しかし、本件については、変更後、現金払を長期間継続していたため一時的な変更には該当しない。

なお、**取適法においては、手形払が禁止されたことから、上記のような金利引きは認められていない。**

公正取引委員会による勧告の内容

- 今後、中小受託事業者（注２）の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないこと等を取締役会の決議により確認すること
- 自社の発注担当者に対して取適法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること　など

注１　下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法第４条第１項第３号違反となる。

注２　用語の変更

下請法は、令和７年改正により、令和８年１月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和８年１月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

参 考

1　関係法令の概要

(1)　下請法の概要

○　目的（第１条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○　親事業者、下請事業者の定義（第２条第１項～第８項）

ａ．物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

親事業者		下請事業者
資本金３億円超	→	資本金３億円以下（個人を含む。）
資本金１千万円超３億円以下	→	資本金１千万円以下（個人を含む。）

※　政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
　　政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

ｂ．情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

親事業者		下請事業者
資本金５千万円超	→	資本金５千万円以下（個人を含む。）
資本金１千万円超５千万円以下	→	資本金１千万円以下（個人を含む。）

○　親事業者の義務（第２条の２、第３条、第４条の２、第５条）及び禁止事項（第４条第１項、第２項）

ａ．義務

(ｱ)　書面の交付義務（第３条）
(ｲ)　書類等の作成・保存義務（第５条）
(ｳ)　下請代金の支払期日を定める義務（第２条の２）
(ｴ)　遅延利息の支払義務（第４条の２）

ｂ．禁止事項

(ｱ)　受領拒否の禁止（第４条第１項第１号）
(ｲ)　下請代金の支払遅延の禁止（第４条第１項第２号）
(ｳ)　下請代金の減額の禁止（第４条第１項第３号）
(ｴ)　返品の禁止（第４条第１項第４号）
(ｵ)　買いたたきの禁止（第４条第１項第５号）
(ｶ)　購入・利用強制の禁止（第４条第１項第６号）
(ｷ)　報復措置の禁止（第４条第１項第７号）
(ｸ)　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第４条第２項第１号）
(ｹ)　割引困難な手形の交付の禁止（第４条第２項第２号）
(ｺ)　不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第４条第２項第３号）
(ｻ)　不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第４条第２項第４号）

⑵　取適法の概要

○　目的（第１条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

○　委託事業者、中小受託事業者の定義（第２条第１項～第９項）

ａ．物品の製造・修理・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※

委託事業者		中小受託事業者
資本金３億円超	→	資本金３億円以下（個人を含む。）
資本金１千万円超３億円以下	→	資本金１千万円以下（個人を含む。）

委託事業者		中小受託事業者
常時使用する従業員 300 人超	→	常時使用する従業員 300 人以下 （個人を含む。）

※　政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
　　政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

ｂ．情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）

委託事業者		中小受託事業者
資本金５千万円超	→	資本金５千万円以下（個人を含む。）
資本金１千万円超５千万円以下	→	資本金１千万円以下（個人を含む。）

委託事業者		中小受託事業者
常時使用する従業員 100 人超	→	常時使用する従業員 100 人以下 （個人を含む。）

なお、従業員基準については、資本金基準が適用されない場合に適用される。

○　委託事業者の義務（第３条、第４条、第６条、第７条）及び禁止事項（第５条第１項、第２項）

ａ．義務

(ｱ)　発注内容等の明示義務（第４条）
(ｲ)　書類等の作成・保存義務（第７条）
(ｳ)　代金の支払期日を定める義務（第３条）
(ｴ)　遅延利息の支払義務（第６条）

ｂ．禁止事項

(ｱ)　受領拒否の禁止（第５条第１項第１号）
(ｲ)　代金の支払遅延の禁止（第５条第１項第２号）
(ｳ)　代金の減額の禁止（第５条第１項第３号）
(ｴ)　返品の禁止（第５条第１項第４号）
(ｵ)　買いたたきの禁止（第５条第１項第５号）
(ｶ)　購入・利用強制の禁止（第５条第１項第６号）
(ｷ)　報復措置の禁止（第５条第１項第７号）
(ｸ)　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第５条第２項第１号）
(ｹ)　不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第５条第２項第２号）
(ｺ)　不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第５条第２項第３号）
(ｻ)　協議に応じない一方的な代金決定の禁止（第５条第２項第４号）

２　参照条文等

○　下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第百二十号）

（定義）

第二条　この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

２～４　（略）

５　この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

６　（略）

７　この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　（略）

二　資本金の額又は出資の総額が一千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三・四　（略）

８　この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　（略）

二　個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

三・四　（略）

９　（略）

10　この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条　親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一・二　（略）

三　下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七　（略）

２　（略）

（勧告）

第七条　（略）

２　公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

３　（略）

○　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抄）

（昭和三十一年法律第百二十号）

（定義）

第二条　この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託することをいう。

２～５　（略）

６　この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

７　（略）

８　この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　（略）

二　資本金の額又は出資の総額が一千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三～六　（略）

９　この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　（略）

二　個人又は資本金の額若しくは出資の総額が一千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三～六　（略）

10　（略）

11　この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（委託事業者の遵守事項）

第五条　委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一・二　（略）

三　中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四～七　（略）

２　（略）

○　下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（抄）

（令和七年法律第四十一号）

附　則

（下請代金支払遅延等防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　（略）

２　新支払遅延等防止法第四条、第五条、第六条第二項及び第十条の規定は、この法律の施行後にした新支払遅延等防止法第二条第六項に規定する製造委託等について適用し、この法律の施行前にした第一条の規

定による改正前の下請代金支払遅延等防止法（次項において「旧支払遅延等防止法」という。）第二条第五項に規定する製造委託等については、なお従前の例による。

３　（略）

別添

公取適第１５２８号
令和８年１１月１３日

大阪府八尾市千塚二丁目１６２番地
株式会社ニシムラ
同代表者　代表取締役　西　村　成　広

公　正　取　引　委　員　会
同代表者　委員長　茶　谷　栄　治

勧　　告　　書

公正取引委員会は、株式会社ニシムラ（以下「ニシムラ」という。）に対し、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和７年法律第４１号。以下「改正法」という。）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号。以下「改正前の下請法」という。）第７条第２項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主　　文

１　ニシムラは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

⑴　自社の利益を確保するため、下請代金の額から当該額に一定率を乗じて得た額を減じた行為は、改正前の下請法第４条第１項第３号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること。

⑵　今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減じないこと。

２　ニシムラは、今後、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずることがないよ

う、自社の発注担当者に対して改正法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。

3　ニシムラは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

⑴　この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

⑵　前記１及び２に基づいて採った措置

4　ニシムラは、次の事項を取引先中小受託事業者に通知すること。

⑴　この勧告を受けたこと及びこの勧告書（別表を除く。）の内容

⑵　前記１から３までに基づいて採った措置

5　ニシムラは、前記１から４までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

理　　由

第１　事実

1⑴　ニシムラは、肩書地に本店を置き、丁番等の製造販売を行う事業者であるところ、令和５年１０月から令和７年２月までの間に、別表の「下請事業者」欄記載の事業者１３名（以下「本件下請事業者」という。）に対し、自社が販売し又は製造を請け負う丁番の部品等の製造を委託した。

⑵　前記⑴の委託の当時、ニシムラは資本金の額が１０００万円を超え３億円以下の法人たる事業者であり、本件下請事業者は個人又は資本金の額が１０００万円以下の法人たる事業者であった。

2　ニシムラは、令和６年６月から令和７年４月までの間、自社の利益を確保するため、前記１⑴の委託に係る代金の額から、当該額に一定率を乗じて得た額である別表の「減じた額」欄記載の計１１０８万６１７５円を「協力金」の名目で差し引いた。

3　ニシムラは、令和８年１０月１３日、本件下請事業者に対し、別表の「減じた額」欄記載の計１１０８万６１７５円を支払った。

第２　法令の適用

前記事実によれば、ニシムラは、改正前の下請法第２条第１項に規定する製造委託をした事業者であり、同条第７項第２号に規定する親事業者に該当し、本件下請事業者は、同条第８項第２号に規定する下請事業者に該当するところ、ニシムラの前記第１の２の行為は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じたものであり、改正前の下請法第４条第１項第３号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものである。

よって、ニシムラに対し、改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の下請法第７条第２項の規定に基づき、主文のとおり勧告する。

【別表については添付省略】